

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記5の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年5月18日

さいたま地方法務局 不動産登記部門

登記官 江本 雅人

記

1 手続番号

0300-2023-0103

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

さいたま市西区大字西遊馬字吾庵3399番2

3 地目

川敷

4 地積

171㎡

5 意見又は資料の提出先

さいたま市中央区下落合五丁目12番1号（〒338-8513）

さいたま地方法務局

048-851-1000 ナビダイヤル②番